

福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方【概要】

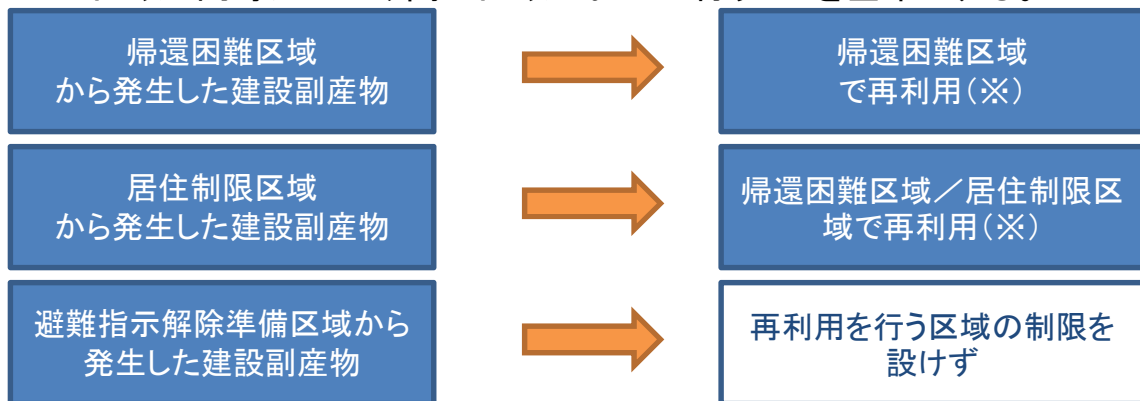
背景

- ・ 警戒区域及び避難指示区域の見直しの進捗
- ・ 避難指示区域等におけるインフラ復旧のための工事の本格化
- ・ 廃棄物の発生量を抑制 => 廃棄物の再資源化
- ・ 放射性物質の影響を受けた建設副産物の再利用に対する懸念

建設副産物(建設発生土、アスファルト、コンクリート)の再利用等に関する「基本的考え方」を整理

基本的考え方

帰還困難区域、居住制限地域から発生した建設副産物の再利用等は、放射線量が発生した区域と同等又はより高い区域において行うことを基本とする。



- ※ 再利用等にあたっては、汚染される表面が除去等されることにより放射線量の低減が期待。
- ※ 公共工事においては、表面除去等を実施、再利用等は屋外の公共工事に限定。
- ※ 公共工事前後の空間線量率・表面線量率等を測定し有意な上昇がないことを確認。

発生した区域より放射線量が低い区域で再利用等を行う場合

以下のいずれかを満たす場合、再利用等が可能。

- ① 再資源化資材等の放射能濃度が100Bq/kg以下であること。
ただし、浜通り及び中通りにおける道路、河川等の屋外の公共工事で使用する再資源化資材については、0.23 μ Sv/h以下であることを確認すれば使用可能。
- ② 利用者・周辺居住者の被ばく線量が10 μ Sv/年となるよう管理された状態で屋外において遮蔽効果を有する資材等を用いて利用(例えば 3,000Bq/kg以下の資材等を30cm以上の覆土等をして用いる場合)